⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成27・28年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成27年11月２日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第８と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成27年11月24日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
７　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において代表者は土木一式工事で級別の格付を受け、また、代表者以外の構成員はしゅんせつ工事又は土木一式工事で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　防衛省競争参加資格において下記に示す経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）である。
⑦　代表者：土木一式工事1,200点以上
⑧　代表者以外の構成員：しゅんせつ工事1,000点以上又は土木一式工事1,000点以上
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、沖縄防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27．4．1）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成12年度以降に元請けとして、下記に掲げる工事の実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
⑦　代表者は、15,000㎥以上の基礎捨石の海上投入を施工した実績を有する。
⑧　代表者以外の構成員は、基礎捨石の海上投入を施工した実績を有する。
イ　建設業法の土木工事業につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、土木一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
９　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
10　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
11　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「シュワブ（H27）傾斜堤護岸新設工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成27年11月２日
国立大学法人大分大学理事　西山　晋
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　44
○第３号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　22、31
⑵　導入計画物品及び数量　総合検体検査システム　一式
⑶　調達方法　購入等
⑷　導入予定時期　平成28年度７月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　検体検査システム（生化学・免疫・血液・尿一般検査）、微生物検査システム（一般細菌、抗酸菌および遺伝子解析）、遺伝子検査システム（遺伝子検査）における検体前処理から検体保管までの過程を効率的かつ迅速に実施でき、安全かつ信頼性のある検査を実施できる設備であること。
Ｂ　移植関連支援システム　輸血および移植医療に係わる血小板検査、ＨＬＡ検査および幹細胞移植に係わる細胞採取から採取細胞評価における過程を安全かつ信頼性のある検査を実施できる設備であること。
Ｃ　採血システム　採血および採尿の受付から採取容器の払い出し、採血業務を効率的に実施でき、かつプライバシーを保護できる設備であること。
Ｄ　生体検査システム　負荷心電図および血圧脈波検査において安全かつ信頼性のある検査を実施できる設備であること。
Ｅ　迅速な保守支援体制を安定的に供給できること。
Ｆ　既存の臨床検査システム（ＬＩＳ）と接続可能であり、接続費用を含むこと。
Ｇ　設備を設置するための工事費用を含むこと。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。
⑴　資料等の提供期限　平成27年12月18日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵　提供先　〒879―5593 大分県由布市挾間町医大ケ丘１丁目１番地　大分大学医学・病院事務部経営管理課用度第一係　加藤　浩司　電話097―586―5270
３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。
⑴　交付期間　平成27年11月２日から平成27年12月18日まで。
⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。
４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。
⑴　開催日時　平成27年11月６日13時30分
⑵　開催場所　大分大学医学部附属病院第１会議室
５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。